

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一〇五 略〕

六 信用事由 プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。

〔七〇十三 略〕

十四 外国為替関連取引 異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十五 金関連取引 金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十六 金利関連取引 同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十七 株式関連取引 個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十八 貴金属関連取引 貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十九 その他のコモディティ関連取引 エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基

第一条 「同上」

改 正 前

六 信用事由 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。

〔七〇十三 同上〕

十四 外国為替関連取引 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。

十五 金関連取引 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。

十六 金利関連取引 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。

十七 株式関連取引 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。

十八 貴金属関連取引 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。

十九 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ

づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る
。）等をいう。

関連取引をいう。

二十 優良債務者 次に掲げる主体をいう。

イ 自己資本比率告示第三十三条から第三十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

二十 優良債務者 自己資本比率告示第五十七条第三項第一号口の表（注2）に規定する優良債務者をいう。

ロ 金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち自己資本比率告示第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十六。一セントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体

〔二十一～四十二 略〕

〔二十一～四十二 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。